

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会児童遊び場整備事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、児童に健全な遊び場の確保に努め、その健康と情操を豊かにするため、児童遊び場（以下「遊び場」という。）の施設の新設、増設及び補修をする自治会に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象基準等)

第2条 助成の対象事業、対象経費及び助成金の額は次の各号による。

- (1) 対象事業 自治会が実施する遊び場の設置又は補修事業。
- (2) 対象施設 当該自治会が管理しているか管理を予定している施設であること。ただし、市が所有する遊び場は除く。
- (3) 対象経費
 - ア 新しく設置する遊び場又は前年度までに設置された遊び場の施設の増設（以下「新增設」という。）に要する経費
 - イ 前年度までに設置された遊び場の施設の補修（以下「補修」という。）に要する経費
- (4) 助成金の額 当該経費の額とし、7万円を限度とする。
- (5) 前号の助成金の額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、児童遊び場整備事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- (1) 見積書
- (2) 位置図及び配置図
- (3) その他必要とする書類

(交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付（決定・否決）通知書（様式第2号）により当該申請者に対し通知する。

(実績報告書)

第5条 前条の交付決定通知を受けた者は、助成事業が完了したときは速やかに児童遊び場整備事業実績報告書兼助成金請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第6条 会長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、助成金の額を確定し、児童遊び場整備事業助成金交付書（様式第4号）を申請者に通知する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。